資料２

自動車のリコール制度について

国土交通省 自動車交通局　技術安全部
審査課　リコール対策室

平成22年2月22日



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism


国土交通省

1．交通事故とリコールの現状



道路交通による交通事故発生件数、死者数及び負傷者数（昭和26年～平成20年）

(人、件)

(人)

1,400,000
1,200,000
1,000,000
800,000
600,000
400,000
200,000
0

25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0

交通事故発生件数・負傷者数

死者数

昭和26
46
平成3

年

945，504（20年）

766，147（20年）

8，088人（19年）

6，023人（20年）

5，155人（20年）

事故発生件数　負傷者数

死者数（24時間）　死者数（30日以内）　死者数（厚生統計）

注　1　警察庁資料による

2　昭和41年以降の件数には、物損事故を含まない。また、昭和46年までは、沖縄県を含まない。

3　「24時間死者」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両等及び列車の交通によって発生した事故により24時間以内に死亡したものをいう。

4　「30日以内死者」とは、交通事故発生から30日以内に死亡したものを（24時間死者を含む。）いう。

5　「厚生統計の死者」は、警察庁が厚生労働省統計資料「人口動態統計」に基づき作成したものであり、当該年に死亡した者のうち原死因が交通事故によるもの（事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡したものを除く。）をいう。なお、平成6年までは、自動車事故とされた者を、平成7年以降は、陸上の交通事故とされたものから道路上の交通事故ではないと判断される者を除いた数を計上している。



リコール届出件数の推移（年度）

リコール届出件数及び対象台数の推移

件

500
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0

千台

8,000
7,500
7,000
5,500
5,000
4,500
4,000
3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0

7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 年度

件数

対象台数

295件、5351千台



道路運送車両法による安全確保

道路運送車両法

登録制度

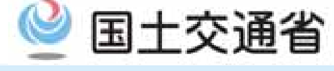
ユーザーによる
点検整備義務

安全基準

定期検査制度

型式認証制度

リコール制度



ユーザー･メーカー･行政の役割

ユーザー
日常の保守管理
日常点検･整備
定期点検･整備
適正な使用

メーカー等
取扱説明書などによる使用方法
メンテナンスなどに係る情報提供
不具合の原因究明･対策

国土交通省
リコール制度･検査登録制度等の整備
不具合情報の収集･分析
リコール内容の妥当性の検証

メーカー等 → ユーザー：リコールの周知 修理･回収

ユーザー → メーカー等：不具合情報の提供

ユーザー → 国土交通省：不具合情報の提供

国土交通省 → ユーザー：リコール情報及び不具合情報の公開

国土交通省 → メーカー等：不具合に関する調査指示

メーカー等 → 国土交通省：リコール届出 回収状況の報告



リコール制度の変遷

昭和44年（1969年） 6月
- リコール制度開始（通達）

昭和44年（1969年） 9月施行
- リコール制度の法制化（省令）

平成7年（1995年） 1月施行
- リコール制度の法制化（法律）

平成10年（1998年） 11月施行
- リコール届出義務違反に対する罰則強化

平成15年（2003年） 1月施行
- リコール命令制度の創設
- 罰則の強化

平成16年（2004年） 1月施行
- 後付装置（タイヤ・チャイルドシート）に対するリコール制度の創設

平成18年（2006年） 5月施行
- 技術的検証体制の整備



リコール制度の概要（1）

- メーカーによる自主的な実施が基本
- 実施する場合には国に事前の届出が必要

保安基準に適合しなくなるおそれがある状態、又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にある場合において、メーカー等が改善措置を実施する場合

↓

リコール届出
不具合の状況及びその原因、改善措置、周知の方法

→ 

１年以下の懲役若しくは３００万円以下の罰金（併科可）
法人重罰２億円以下

↓

公表（メーカー･国土交通省）

↓

改　善　措　置　の　実　施

↓

改善措置の実施状況報告
罰則（３０万円以下の罰金）を伴う義務

改善措置の変更の指示

国土交通大臣が改善措置を適切でないと認めた場合（→ リコール届出）



リコール制度の概要（2）

安全上問題がある場合は、リコールを実施するよう、国がメーカーを指導・勧告・公表・命令

事故が著しく生じている等により、同一の型式の一定の範囲の自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれがあり、その原因が設計又は製作の過程にあると国土交通大臣が認めるとき

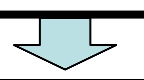
↓



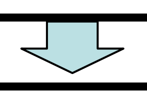
→ **虚偽報告等**
1年以下の懲役若しくは３００万円以下の罰金（併科可）
法人重罰２億円以下

↓

リコール勧告
改善措置の実施を求める



勧告に従わない旨の公表



リコール命令



→ **リコール命令違反**
1年以下の懲役若しくは３００万円以下の罰金（併科可）
法人重罰２億円以下



リコールに係る不正行為再発防止策

平成16年に発覚した不正行為を受け、メーカーによる隠蔽、虚偽報告、データ改ざん等の不正行為を排除し、リコールの迅速、確実な実施を図るため、これまで行っていた措置に加えて、行政の検証能力を向上する策を講ずる。

①情報収集体制の強化

- 不具合情報ホットラインの積極的な活用
- 自動車メーカーから重大な不具合情報の収集
- 運送事業者から車両故障発生状況の報告
- 車両不具合に起因すると疑われる交通事故に係る情報の収集

②監査の強化

- 疑義あるメーカーへの集中的な監査
- ディーラーに対する立入検査を重点的に実施

③技術的検証体制の強化

- 技術的な検証体制の整備
- 技術的検証体制の法定化



ユーザーへの情報提供の流れ

国土交通省

届出受理

記者発表

リコール関連情報をホームページで公開

不具合情報ホットライン

自動車メーカー等

リコール届出

ホームページで公表

ユーザーにダイレクトメールを送付

メーカーシステム

ユーザー

不具合発生

改修措置を受ける

新聞･TV･ラジオ等